

令和6年度第1回

県立社会福祉施設のあり方専門分科会議事録

日 時 令和6年7月26日（金）

午前10時00分～11時15分

場 所 杉妻会館 3階 百合の間A

（部企画主幹） 時間前ではございますが、あらかじめ配りしております資料の確認をさせていただきます。次第及び出席者名簿、資料1、資料2-1、資料2-2、資料3-1、資料3-2、資料4でございます。お手元に不足する資料はございませんか。

（開会）

（部企画主幹） それでは定刻となりましたので、ただいまより「令和6年度第1回県立社会福祉施設のあり方専門分科会」を開会いたします。私は議長に進行をお願いするまで司会を務めさせていただきます、福島県保健福祉部企画主幹の高野剛と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず初めに、福島県保健福祉部政策監の根本和代より御挨拶を申し上げます。

（保健福祉部政策監） 保健福祉部政策の根本でございます。よろしくお願いたします。県立社会福祉施設のあり方専門分科会の開会に当たりまして御挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃より本県保健福祉行政の推進に多大なる御尽力をいただいておりますことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。

さて、前回の平成28年度県立社会福祉施設のあり方見直しにおきましては、社会福祉審議会の意見具申を踏まえ、サービスの向上と持続可能性という観点から、県で工程表を策定し、見直しを進めてまいりました。具体的取組といたしまして、若松乳児院においては、移転新築とともに、指定管理者における運営に向けた準備を進めているところであり、太陽の国各施設においても、定員の見直しと順次の建替えや修繕を進めているところでございます。一方で、工程表の期間が令和7年度までとなっている中で、社会福祉を取り巻く情勢の変化に加え、入所者のニーズの変化など新たな課題も生じております。

当専門分科会においては、こうした情勢の変化や新たな課題を踏まえた県立社会福祉施設が担うべき役割などについて、集中的に御議論いただき、審議会や県に対して行う意見具申案を取りまとめたいと考えております。本日は専門分科会の運営や各施設の

あり方検討における論点について御議論いただきます。委員の皆様には、それぞれの立場から忌憚のない御意見を頂戴したいと存じますので、どうぞよろしく願いいたします。

(部企画主幹) 本日は第1回目の開催でございますので、御出席いただいております委員の皆様を御紹介させていただきたいと存じます。

御手元の委員名簿をご覧くださいと思います。それでは名簿に御紹介をさせていただきたいと思います。

江川由美子委員でございます。

関靖男委員でございます。

松本喜一委員でございます。

森田孝子委員でございます。

小林しのぶ委員でございます。

原寿夫委員でございます。

なお、村田純子委員、吉田亜矢委員は、都合により欠席となっております。

続きまして、事務局を御紹介させていただきたいと思います。お手元の事務局名簿をご覧ください。

只今御挨拶申し上げました、保健福祉部政策監の根本和代でございます。

こども未来局次長、三塚淳でございます。

保健福祉総務課長、渡辺春吉でございます。

障がい福祉課長、大島康範でございます。

児童家庭課長、猪狩則光でございます。

どうぞよろしく願いいたします。なお、生活福祉担当次長、大江賢一は公務都合により欠席とさせていただきます。

それではこれより議事に入らせていただきます。本日の専門分科会は初めての会議でございますので、会長が選任されるまでの間、議事の進行をお願いする仮議長を必要といたします。

慣例によりまして事務局より指名させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

(部企画主幹) ありがとうございます。それでは、仮議長を関靖男委員にお願いしたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

(部企画主幹) それでは関委員は議長席への移動をお願いいたします。

(**関委員**) ただいま御指名いただきました関と申します。仮議長ということで、会長が選任されるまでの間、議長を務めさせていただきます。よろしく申し上げます。

それでは最初に定数の確認ですが、福島県社会福祉審議会運営規程第5条に規定する「半数以上の出席」について、本日は、分科会委員の8名のうち6名の方の出席ということで、本会議は有効に成立しているということを確認させていただきます。

次に議事録署名人の指名をさせていただきたいと思っております。私から指名させていただくことでよろしいでしょうか。

(異議なし)

(**関委員**) ありがとうございます。それでは2名ということで、江川由美子委員、それから松本喜一委員をお願いいたします。

それでは会議次第に従いまして、議事に入ります。まず、最初の議題であります「(1) 県立社会福祉施設のあり方専門分科会長及び副会長の選任について」でございますが、専門分科会長及び副会長は、福島県社会福祉審議会条例第7条第2号及び、福島県社会福祉審議会運営規程第3条第2号の規定により、委員の互選となっております。委員の皆様方から何か御意見などがありましたら、お願いしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

(意見なし)

(**関委員**) それでは、事務局から、案があればお願いいたします。

(**保健福祉総務課長**) 事務局の案といたしましては、分科会長を関靖男委員に、副会長を吉田亜矢委員にお願いしたいと考えております。なお、吉田委員は本日欠席でございますが、推薦についてはあらかじめお話をさせていただいております。

(**関委員**) ただいまの事務局から御提案がありましたけれども、委員の皆様方いかがでしょうか。

(異議なし)

(**関委員**) 異議なしというお声がありましたので、分科会長を私、関に、そして吉田委員が副会長ということで決めさせていただきたいと思っております。

(**関会長**) それでは分科会のほう、議長ということで、進行いたしますのでよろしくお願

いたします。

次の議題、「(2) 県立社会福祉施設のあり方専門分科会の運営について」、事務局から説明いただくわけですが、委員の方々におかれましては、順次いろんな感想なども含めてひとつおき御発言いただきたいと思っておりますので、そんな意味でお聞きいただければと思います。

(保健福祉総務課長) では事務局のほうから、資料の説明をさせていただきたいと思いません。

ではまず、議題2「県立社会福祉施設のあり方専門分科会の運営について」でございます。資料1をご覧くださいと思います。先の審議会で、分科会の運営について御説明させていただいておりますので、簡単に説明させていただきます。平成28年10月にあり方見直しということで意見具申をいただいております、それ以降、7年経過していくということがございます。工程表の期間も令和7年度までとなっております、改めて調査審議を行っていただくということで、前回の審議会におきまして、専門分科会を設置するということを決定しております。既に、審議会委員長からの指名で、委員の皆様を今回指名させていただいております、先程、互選で分科会長副会長を選任していただいたところでございます。調査審議事項につきましては、3の(1)から(3)となっております、(1) 県立社会福祉施設の担うべき役割、(2) 個々の施設のあり方の方向性、(3) その他県立社会福祉施設、太陽の国関連施設を含む、のあり方に関し必要な事項、となっております。今後のスケジュールの想定でございますけれども、本日、第1回目の専門分科会ということで、会長副会長の選任、施設の概要、論点整理ということで、課題等について、事務局からこの後説明をさせていただきたいと考えております。日程につきましては、あらかじめ想定をさせていただいております、9月3日に第2回の専門分科会、こちらは本日の議論等の内容を踏まえまして、素案を事務局のほうで策定をし、提示させていただければと考えております。10月9日に第3回の専門分科会ということで、ある程度まとめの方向性が見いだせればという想定でございます。なお現地調査に関しまして、あらかじめ委員の皆様からの御意見等を伺ったところ、実施をしたほうが良いと事務局では考えております、設定をさせていただきたいと考えております。案といたしましては、2回目の分科会の開催日である9月3日にあわせて、西郷村の太陽の国の各施設を御案内させていただければと考えております。なお、この現地調査につきましては、分科会とは別ということにさせていただいて、参加を希望される委員の皆様で御都合がつけば、現地を見る機会を設けさせていただければと今のところ考えております。詳細につきましては、事務局から別途御連絡をさせていただきたいと思っておりますので、希望されます委員の皆様につきましては、日程等の確保をお願いできればと思います。簡単でございますが、以上で運営についての説明を終了させていただきます。よろしくお願いたします。

(関会長) はい。ありがとうございました。ただいまの説明に関して御意見、御質問などはございますでしょうか。オンラインで参加の委員の方も、もしあれば挙手でお願いいたします。

(意見なし)

(関会長) ないということですので、次に進めさせていただきます。「(3) 県立社会福祉施設のあり方検討における論点について」事務局から説明をお願いします。

(保健福祉総務課長) それでは引き続き私のほうから資料により論点整理ということで説明をさせていただきたいと思います。まず資料2-1「県立社会福祉施設のあり方検討意見具申（構成案）」ということで、レジュメを準備させていただいております。こちらにつきましては、平成28年度意見具申をいただきました内容について、資料2-2ということで、実際に意見具申の内容を添付させていただいておりますけれども、今後意見具申をどのようにまとめていくかという部分について、あらかじめイメージを持っていただいたほうがよろしいかということで、構成案を示させていただいております。今後議論の中身を踏まえ、意見具申の内容については、具体的に検討させていただきたいと思います。なお、構成でいきますと、「はじめに」のあとに、「1 県立福祉施設のあり方の検討の背景と必要性」、「(1) 社会情勢の変化による新たな課題等」ということで、前回の審議会でのこれまでの見直しに関しての取組状況まで、御説明をさせていただいておりますが、今回それらを踏まえて社会情勢の変化等を踏まえた新たな課題等について、御提示させていただきたいと思っております。法制度の改正や、利用者ニーズの変化などについて、本日御説明させていただいて、今後の見直しの必要性や、「2 県立社会福祉施設の役割」といった部分については、前回のつくりでいきますと、主に総論としての記載をさせていただいております。「3 県社会福祉施設のあり方検討に当たっての基本的な方向性」と「4 県立社会福祉施設それぞれのこれから方向性」という部分については、主に個別施設ごとの記載といった形になっておりました。全体的な構成のイメージとしてはそういった形になっておまして、資料3-1、3-2の横長の表を使いまして、具体的に個別社会福祉施設の社会情勢の変化等を踏まえた新たな課題等ということで、個別施設の状況について、各担当課長から説明させていただきます。

(児童家庭課長) 児童家庭課長の猪狩と申します。

資料3-1の1ページをご覧ください。左から施設名、場所、種別とされております。簡単にこれまでの状況から、1番右の新たな課題等につきまして、御説明させていただければと思います。

はじめに、女性のための相談支援センターにつきましては、令和6年4月に施行されまし

た困難な問題を抱える女性の支援に関する法律に基づき、施設の種別が婦人保護施設から女性自立支援施設に変更となりました。これまでの状況につきましては、複数人の同伴児と入所する女性の増加及び入所の長期化傾向に対応した支援の充実のため、貧困や心身の疾患等の問題や、外国人である場合の通訳の活用等、個別のケースに応じて、関係機関と連携を図りながら対応してきたところでございます。社会情勢の変化等を踏まえた新たな課題等につきましては、性的被害や、家庭の状況、地域社会との関係性、その他、様々な事情により、日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性を支援対象としており、また、居場所がなく、家出をしたり、繁華街でさまよっているような若年女性の支援も対象となっております。従前の売春防止の方向性から、自立支援に向けた対応となっております。

次に、総合療育センターについてでございますが、医療型障害児入所施設及び児童発達支援センターであります。本県の療育体制の中核機関及び地域療育体制支援拠点として、将来的な施設のあり方及び今後のサービス提供等の充実策等について、施設の状況や、人員配置等を考慮しながら、随時検討を行ってきたところでございます。また、令和4年6月には、医療的ケア児支援センターを開設し、医療的ケアを必要とする児童及び保護者からの相談支援拠点として位置づけ、支援を行っております。右側の新たな課題等につきましては、小児科、精神科、発達障がい者支援センター等の診療・支援体制が整備されておりますが、県内全域からの受診・相談希望が増加しており、初診までの待機時間が長期化しております。医療的ケア児支援センターにつきましても、医療的ケア児の認知の高まりにより、県内全域から相談が増加しており、地域における支援体制の整備が必要となっていること、また、施設や医療機器設備が老朽化しており、計画的な修繕や更新が必要となっております。

続きまして、福島学園につきましては、児童自立支援施設として、児童相談所との連携を図りながら、非行行為のみならず、虐待や発達障がいに起因する問題行動を抱える児童への支援のため、福島学園自立支援検討会を定期的に開催し、福島学園と児童相談所の間で、入所児童に対し、それぞれの児童に応じた自立支援計画の策定検討、協議を実施して対応しているところでございます。新たな課題等につきましては、非行行為よりも、虐待や発達障がいに起因する問題を抱える入所児童が多くなってきており、児童相談所や関連医療機関との連携を図りながら、児童の状況に応じた支援を行う必要が生じてきております。また、寮舎につきましても、現代の生活スタイルや入所児童の特徴に合わなくなっていることから、施設や設備が老朽化していることもあわせ、計画的な修繕や更新が必要となっております。

次に、若松乳児院につきましては、医療機関との連携などによる新たな乳児院のあり方について検討し、令和2年3月に新たな乳児院に係る基本構想公表、事業提案公募を行い、指定管理候補者として、星総合病院を選定してきたところでございます。現在、医療機関と連携した乳児院として、多機能化に向け、施設整備等を行っているところでございます。新たな課題等につきましては、指定管理候補者に選定された星総合病院と、県が協力して事業を

展開することとなり、星総合病院が新複合施設内に乳児院を整備し、県では、県が求める乳児院の機能が適切に整備されるよう進行管理を行い、開院に向けて現在準備を進めているところでございます。

続きまして裏面2ページを御覧ください。最後に大笹生学園でございますが、福祉型障害児入所施設として、新園舎における運営経費の推移や今後の入所児童数の見込み、重度の知的障がい児や自閉症など、専門性の高い処遇を必要とする児童への対応など、総合的に分析し、社会福祉法人の移譲等について検討してきたところでございます。指定管理者制度の導入に向け、方針として決定し、公募を実施しましたが、応募団体がなく、また、再募集について、応募が見込めないことを踏まえ、県内で、障害児入所施設等を運営する法人に聞き取り調査を実施し、検討しているところでございます。聞き取り調査におきましては、「他地域への事業拡大はしない方針である」とか、「人材確保が難しい」などの御意見がございました。新たな課題等といたしましては、在宅ニーズの高まりから、地域事業所等での受入れが進んできたことや、少子化に伴う児童数の減少などにより、県内障害児入所施設の入所率が低下していること、また、入所児童の3割から4割が重度または最重度の知的障がいを有するほか、自閉症を伴うなど、専門性の高い処遇を必要とする児童が多くなっているところでございます。

児童家庭課からの説明は以上です。

(障がい福祉課長) 続きまして障がい福祉課より説明させていただきたいと思います。

引き続き資料3-1をご覧くださいいただけます。

指定管理の施設ということで、西郷村にある太陽の国の施設で4施設、猪苗代町にありますばんだい荘で2施設ということになります。

太陽の国にございます施設は、身体障害者の施設ということでひばり寮、あとは知的障害者更生施設ということでけやき荘、かしわ荘、かえで荘の3施設がある状況です。こちらにつきましてはこれまでの検討の中で、地域移行を進めながらサービスを向上していくということと、段階的な規模縮小を行いながら、運営をしていくということがあり、広域的、高度、専門的、技術的なサービスの提供など、従来からの役割を果たしつつ、利用者の地域生活への移行を促進し、計画的に定員縮減を行っていくというこれまでの方針がございました。これまでの見直しの状況といたしましては、平成28年度以降、福島県社会福祉事業団に指定管理ということで、運営をお願いしているところです。けやき荘、かしわ荘、かえで荘、ひばり寮につきまして、定員の規模がもともと100人であったものを現在80名ということで、規模の縮小を行ってきております。この4施設の中で、最も建設時期が古いものが、けやき荘の昭和49年、かしわ荘の昭和50年ということで、古い施設から新築移転工事を行っておりまして、新けやき荘につきましては、令和5年6月に開所。新かしわ荘につきましても、現在、施設整備を進めておりまして、今年秋に開所予定ということになっております。社会情勢の変化を踏まえた新たな課題については、地域生活で積極受入れが困難と

いった方の入所希望への対応であったり、要介護状態にあるような入所者の対応が多くなってきていることと、入所期間が長期化する傾向がございます。あと残り、ひばり寮、かしわ荘につきましても、建設時期が昭和50年代ということで、当時の設備の基準を満たすような形で建てられておりますが、今の基準に照らしてみますと、居室であったり、廊下であったり、そのほか、設備のほうも狭隘化しているということで、これからそういったことも改善する方向で、どのような形、方向で見直しをしていくかというところで御検討いただくことになるかと思えます。

猪苗代町にありますばんだい荘あおば、わかばに移ります。ばんだい荘あおばにつきましては、知的障害者の支援施設ということになります。ばんだい荘わかばにつきましては、知的障害児の入所施設ということになっております。こちらにつきましても、地域移行を着実に進めながら、当面指定管理で運営をしていくということで、平成28年度以降、同じく福島県社会福祉事業団に指定管理ということで運営をお願いしております。こちらにつきまして、右側の社会情勢の変化を踏まえた新たな課題等のところになりますが、こちらもあり入所期間が長期化する傾向がございます。あともう一つ、あおばの障がい児の利用者が、定員40名に対して、令和6年4月1日現在で17名入所ということになっております。一方で、障がい者の施設につきましては60名定員のところ60名入所ということで、障がい児の施設、わかばにつきましては、児童数の減少、特に入所児童数の減少が見込まれているという傾向がございます。ただ一方で、その方々が成長して、障がい者のほうに移ってきて、そちらがいっぱいという状況で、これからそういったところを踏まえて、ばんだい荘としてはどのような形で施設のあり方を考えていくかというところで御検討をお願いすることになると思えます。

障がい福祉課からは以上でございます。

(保健福祉総務課長) それでは引き続きまして、太陽の国関連施設もあわせて御説明させていただきます。

資料3-2でございます。3-2の頭4行につきましては、今ほど御説明させていただいた障害者支援施設の関係ですので、省略させていただいて、五つ目の太陽の国クリニックからになります。太陽の国クリニックにつきましては、もともとは太陽の国病院ということで、外来7診療科、病床数は10床となっております。太陽の国施設利用者に対する医療機関ということで、前回の中でも診療体制等について検討していくということになっておりました。障がいのある方のニーズを踏まえた医療の提供について、検討を進めつつ、必要な内容の見直し等を行ってきているところでございまして、これまでの見直しの状況といたしましては、令和2年6月に条例を改正いたしまして、令和3年4月から、太陽の国病院を有床診療所化して、現在の太陽の国クリニックという名称に変更いたしまして、病床数も10床となっております。医師の確保に向けまして、医大と協議連携を行いながら、実施をしているところでございます。こういった医大等の関係機関との調整も引き続き実施しながら

ら、運営をしていただいているというところがございます。社会情勢の変化等も踏まえた新たな課題等ということで、ほかの医療機関も同じような状況にあります。医療従事者の確保がなかなかやっばり厳しい状況にあるということと、あわせて医師の働き方改革等、社会情勢も考慮しまして、医療人材を引き続き確保していく必要があるという状況でございます。なお、重度の障がいを抱える太陽の国施設の入所者の方々が高齢化しているという実態もございます。また、県南地域の医療提供体制につきましては、やはりなかなか救急体制なども含めて厳しい状況もございますので、そういった状況も踏まえて、引き続きこの太陽の国クリニックが必要とされる機能あるいは規模等につきましては、引き続き検討していく必要があると考えてございます。また、施設はかなり老朽化しているという部分がございます。診察室やトイレなど、現在の利用実態に適合していないという部分もあり、改修を必要とする箇所がございます。計画では、令和8年に施設の改修についての設計、令和9年に大規模改修としてございますが、今後どういった規模、あるいはどういった施設が必要かという部分についてもあわせて検討していく必要があると考えてございます。

続きましてその下の交流センターでございます。研修施設となっております。こちらにつきましては、将来的に建替え等が必要になった場合は、施設の廃止も含めて検討していく必要があるということで前回の見直しがございました。これらを踏まえまして、平成31年には、もともとの厚生センターから、名称を交流センターに改称いたしまして、施設の利用の促進等も実施をしているところでございますが、令和5年4月には、宿泊の機能自体は廃止しているという状況でございます。こういった部分を踏まえまして、現在の課題等でございますが、コロナ禍以降、研修や会議のオンライン化なども進んでおり、会議室の利用自体のニーズはかなり減少しております。実際この交流センター自体も、昭和54年につくられた施設ということもあり、施設自体もだいぶ古くなっているところがございます。そういった中ではあります。村と連携して、認知症カフェ等の地域住民との交流イベントなども実施をしていただいたところがございます。一方で、西郷村の中心部からは離れた立地ということもありまして、なかなか利用自体は定着が難しいという状況になってございます。また、令和5年4月に宿泊機能を廃止して以降は、食堂利用自体もほぼなくなっている状況から、令和5年10月から、食堂の利用につきましては事前予約制ということで、あらかじめ予約した方にお弁当等の提供という食堂利用という形になっておりまして、その部分もございまして、利用自体はかなり減少しているという状況でございます。

続きましてその下、勤労身体障がい者体育館、いわゆる通常の体育館になりますけれども、そちらの状況でございます。こちらも将来建替え等が必要になった場合は、施設の廃止を検討していくというような見直し方針でございました。これまで計画的に修繕を行いながら使っているところでございますが、こちらにつきましては、利用者の固定化がある程度されているという部分もございますが、地域の障害者スポーツ団体、あるいは一般団体の活動の場として定期的に現在も利用されております。令和5年の実績でいきますと、利用件数が約280件、障害者スポーツ団体が160件、一般が120件となっております。利用者の

安全性確保のために、施設機能の維持に必要な修繕工事等を実施しておりまして、床の補修工事ですとか、あるいは雨漏り修繕、照明器具の交換なども行っており、今年度につきましては、天井の耐震改修を実施する予定となっております。これまで地域の障がい者あるいは障がい児の皆さんの地域スポーツ団体との交流という役割を担っておりまして、引き続き、障がい者の方、あるいは関係者の方が、利用しやすい施設という形での役割を果たしていく必要があるかと考えてございます。

1番下の中央公園につきましては既に廃止されておりますので、裏面にまいりまして太陽の国のその他の関連施設でございます。まず一つ目の管理センターにつきましては、こちらの太陽の国の事務局が入っており、5階建ての建物となっております。管理センター自体は共通施設でございますので、今後も必要となってくるということで、課題としましては施設の老朽化はやはりかなり進んでいるということで、必要な修繕を実施していく必要があると考えております。

それからその下、給食センター、洗濯センターがそれぞれございます。前回につきましては、センターを設置して、給食の提供や洗濯を実施していくという方法がいいのか、それともこういったセンター自体をなくしてしまって完全に委託化するほうがいいのかという部分も含めて、今後検討していく必要があるということでございました。こちらにつきましては計画的に修繕等を実施しながら活用しているところでございますが、施設等は適宜修繕をさせていただいております。給食センターは、設備、天井等の内装関係の修繕を昨年度実施させていただいております。また洗濯センターにある洗濯機や乾燥機などの機器類につきましても、定期的に更新などもさせていただいているという状況でございます。課題等につきましては、近年の物価高騰等を踏まえますと、センターを設置して運営していく方法がいいのか、それとも完全委託して外部に発注するほうがいいのか、そういった運営の効率性などを検証した上で、今後、施設をどういうふうに使っていくかというのを検討していく必要があると考えてございます。

それからその下でございますが、終末処理場でございます。こちらは汚水処理施設となっております。各施設の合併浄化槽の設置状況に応じて、計画的に施設を廃止していくという方針が出されております。現在は、基本的には建替え等を行っている施設につきましては、それぞれ合併浄化槽が設置されておりますが、事業団のほうに移譲した施設や、建替えがこれからとなる施設について、まだ合併浄化槽の設置が終わっておりませんので、そちらが順次合併浄化槽に切り替われば、こちらは予定どおり、廃止していくことになるかと思っております。

それからその下、エネルギーセンターでございます。こちらは集中的に熱エネルギーを供給していた過去の施設でございますが、現在は、煙突と、地下重油タンク、パイプラインなどが残存しておりますが、今年度、大きい施設として煙突の解体工事を実施する予定となっております。これが終わりますと、残りは地下重油タンクという形になりますので、これについても、計画的に撤去作業という形で、ちょっと金額もかかる部分もありますので、順次撤去に向けて対応していくという想定にしております。

なお、しらかば寮のほうも既に解体しておりますので、説明は省略させていただきます。
以上で資料3-1、3-2の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

(関会長) 御説明ありがとうございました。それでは委員の皆様から、これまでの説明まとめてでけっこうですので、お考えの点だとか確認したい点だとかを踏まえて、名簿順に、一言ずつでも結構ですので、御意見をいただきたいと思います。では、江川委員からよろしくお願いいたします。

(江川委員) 丁寧な御説明ありがとうございます。私も本当にいろいろ読ませていただいた、どういうふうになっているのかと改めて見させていただいている状態なんですけれども、まず私自身も、社会福祉法人ちゅうりっぷ福祉会というところで保育園一つと、あと学童保育を二つ運営しております。平成10年に、保育所を開設しております、定員を90人から120人に増やしたりしているところですが、やはりもう20年30年近くたつ中で、保育園自体にも求められる役割というのは時代とともに変わってきている状態です。これからはまさに少子化というところで、子どもたちが少なくなっていく中で私たちは何をやっていけばいいのかというところも、今考えなくてはいけないときになっているのかなと思っております。なので、今もいろいろ御説明いただいて、やはり昭和のときからつくられてきた施設について、これからの役割とか、もう役割が終わったものとか、いろいろあるなというふうに拝見しましたので、そここのところで、もちろんその経費というものはかかってきます。社会福祉施設というところで、やはり民間でできるところであれば、民間の私たちはやはり収支のバランスがとても大切でありまして、それをバランスをうまくとりながら、地域貢献を続けていけるようにするということが使命ですので、そここのところが何とかなるようなものでしたら、やはり私たちの専門を生かすことができるのかなと思います。そこが見込めないような部分だけでも、利用人数が減っているけれどもゼロではないというようなところについては、やはりその公共のところ役割を持って、その方々を支援していくというところが必要なのかなと思いますので、それについてはやはり私たちが税金でも、みんなで助け合っていくという姿勢が必要なのかなと思いますので、いろいろ精査していくことが必要なのかなと強く感じたところです。ですので、いろいろ御説明いただいた中で、太陽の国交流センターであったり、あともう廃止になっているところについては、やはりも役割としては終わったんだろうなと拝見しておりますし、太陽の国給食センター、洗濯センターについても、やはりここにも記載がありますけれども、運営的に委託のほうがいいのか、センターを存続すべきなのかというところも、収支のバランスや必要性を検討した上で決めていく必要があるのかなと感じております。

以上です。ありがとうございました。

(関会長) それでは次に、オンラインで参加の松本委員からお願いいたします。

(松本委員) 松本です。皆さんこんにちは。御説明ありがとうございます。いろいろと、文字面ではわからなかった部分がいろいろと見えてきて、すごく分かりやすかったです。私もいろいろと第三者評価とか、または研修とかで、今言われたような施設のほとんどのところに出向いてまして、大体の中身の様子は知っております。そのときに、今の説明とあわせて私の感想なんですけども、昭和40年でできた事業団方式が、太陽の国という名前を冠して、本当に西郷村にドーンとつくったのが私の小学校時代です。それがですね、今、いわゆる経年劣化という言葉の下に老朽化していて、本当に見るも無残な、本当にひどいなという状況。太陽の国にぜひ皆さん見学行ってもらいたいと思うんですが。その中にびかびかっとな、新築されたけやき荘があるので、新旧を少し比較すると、いわゆるハード面の様々な環境の変化というのは、利用者さんにとっては、プラスになる部分もあるのかなということもあります。今後このあり方検討委員会では、指定管理者にするのか、もしくは建替えにするのかという部分も踏まえて、建替えとなるとすごい予算がかかりますから、その辺も踏まえた上で、全体的なものを目で見るということは、非常に私は重要じゃないかなと思っております。というのがまず感じたことが1点です。

あとちょっと感想なんですけども、今までの話の中で、利用人数が減っているとか、少子化だとかっていうことがあるんですけどもね。その場合に、もう少しマーケットリサーチといますか、ニーズ調査といますか、本当にこういう施設の存続については、県民の皆さんからも意見をいただき、そういったことも踏まえた上で、利用者さんが減っちゃったからなにか投じていこうというような形がいいのかなと感じたのが2点目です。

特に県が運営するというところで、役割というのは、民間の社会福祉法人がやらないような、いわゆるそのマイノリティーの方に対しての手厚い福祉サービスの保障というものが、これは県でなくてはできないと、それも医療的ケア児なんかまさにその部分でありますので、やはりしっかりとそこの部分の役割は最後の最後まで担っていただくことが私は必要なんじゃないかなと思いました。

要望ですが、今後、見直しをするに当たって、太陽の国は昔の矢吹しらうめ荘やけやき荘の虐待事件が時々ニュースになってきて、私たち福祉業界においては、なぜ太陽の国はこんなに虐待事案が頻繁するんだろうかということに関して、すごくみんな心配しています。嫌な話なんですけども、神奈川県をやまゆり園も事業団の施設であのような悲惨な事件が起きてしまった。何か逆に県との関係が深いところほど、なぜこのように虐待が起きてしまうのかというあたりについては、やはりきちんとした原因究明や再発防止策にどのように取り組んでるかが非常に重要な事で、多分県民も1番そこに対しては関心を持っているというふうに思っております。

もう1点。今ここにあるリストの中に、なんで出ていないんだろうなと思ったのは、児童一時保護所ですね、今の県中児童相談所が新しくなって本当にすばらしい建物だったんですけども、特に福島市にある中央児童相談所に関しては、かなり老朽化していて、社会的養

護のスタートの段階で、親御さんから離れた子供たちが生活する環境としては、トラウマが残るのではないかと思われるようなひどきなんですよ。だから、私はそこも、この福祉施設の見直し案の中に入れていただきたいなということを考えて聞いておりました。以上です。ありがとうございました。

(関会長) 児童相談所に関して御意見がありました。このあたりいかがでしょうか。

(児童家庭課長) 御意見、御要望ありがとうございます。児童相談所の施設の今後につきましては、検討を進めてまいりたいと考えております。

(保健福祉総務課長) 補足をさせていただきますが、今回対象となっております県の県立社会福祉施設につきましては、いわゆる県自身が今直営で実施をしているところというよりは、入所施設を対象としているものです。児童相談所の一時保護所は、今回の見直し対象には入れておりませんが、そちらは県のほうで責任を持って、今後のあり方等については対処していくということです。申し訳ございませんが、今回の見直しの施設対象には入ってございません。

(関会長) 御回答ありがとうございます。児童相談所は多分対象ではないだろうなと思っ
ているのですが、でもやっぱりどこかで言うとおかないと、いつまでもあのままでは子どもさんたちにとってどうかということです。新たなトラウマを残さないためにも必要かなと思
いました。

(松本委員) すみません。もう1点ありました。要望3点目です。児童心理治療施設について。私たちのほうで県社協を通じて要望しているのですが、これについても今後、県立社会福祉施設の見直しということであれば、新たな支援施設の設置ということで、ぜひ、検討に加えていただきたいと思います。以上です。回答はいりません。

(関会長) 児童心理治療施設については、松本委員が中心になって、県社協の総務企画委員会の中で検討を重ねているところですが、最近入った情報によると、富山県に児童心理治療施設がないため、児童相談所の機能強化という形で取り入れていると聞きました。これまでの考え方とは変わって、児童相談所で一時保護した子どもや、治療が必要な子どもを、児童心理治療施設で精神的な、心理的なところをうまく緩和した上で、児童養護施設や自立支援施設などの適切な施設を案内しているという。そういったこともありますので、従来の考え方ではなく、いろんな考え方があると思うので、こういった新しい考え方も含めて県の当局においては、意見交換していければいいかなと思っております。松本委員、貴重な御意見ありがとうございました。

それでは次、森田委員、お願いします。

(森田委員) 私は、太陽の国に視察に行ったことがあります、どうしてこんな山奥に施設をつくったのかなという思いもありまして。当時、滋賀県大津市に住んでいて、どうしても滋賀県と福島県のギャップがあり過ぎて、そこでいつも私は福島県をなんとかしなくちゃならないと思いながら、ずっと考えていました。措置の時代に作られたから山奥だったのかなという感想です。今だったら、開けた場所において、地域移行を進める、地域と一緒に、なじませる。子どもを育てるときも同じで、健常児であっても、障がいを持っていても、一緒に育てていけば、いじめも何もないんじゃないかなと思います。今は虐待の問題もありますけども、人手不足というのものもあるのかもしれませんが、結局はその方、支援者が未熟だから起きるということは多々あるのかなと私は常に考えておりました。私も何十年も研修会をやっていますが、理解がない人ほど参加しない。職員だけでなく、施設長や管理職にも勉強してもらする必要があります。だから同時進行で、上司である方であっても支援者であっても、やっぱり勉強会が必要です。

また、施設のあり方というよりも、まだまだ障がい者が、うちの息子も含めた特に重度障がい者の行き場所が今現在ないんです。今、日中、そういうサービスを使いたくても使えない状態で、地域に受皿を用意されてないのに、地域に出してどうするんだろうという。それならば、山奥だって今は車の時代ですから、もっともっと開けたものに変えれば人が集まるんじゃないかなと考えています。障がい者と交流を図るなら、畑仕事であったって、何かのゲーム的なものであったって、取り組みながらいけば、何とか山奥でも存続していけるのかなという気持ちもあります。

また、重度者が生活するためには、病院の近くとか敷地内に病院があるところに施設があるべきじゃないかなと思います。急変した場合、一般の看護師さんだけではもう間に合わない場合もあります。私も長年重度者を介護してきましたが、本当に大変なんです。

障がい者であっても健常者であっても、交流を図れるような、そんな施設を望みます。

(関会長) それでは続いて、ここで小林委員、オンラインですけれども、よろしく願いいたします。

(小林委員) よろしく願いいたします。今のですね、森田委員と松本委員にもすごくうなずいて聞いていました。同じくですね、今多分皆さん、施設の老朽化だけではなく、人口減少も深刻化していくというところで、どんな事業も変化していかなきゃいけないというときののかなと思います。私自身も事業をしておりますので、やはりそれが必要なというふうに思って、聞かせていただきました。私も思うのが、やっぱり措置の時代につくられている施設だということ、どうしても、今、立地のお話ありましたが、私は名前とかも含めて、何かこう住民の皆さんにどうやったら入りやすい施設になるのかな、というふうに思い

ました。また私もずっと福祉の仕事はしてるんですけども、声を上げて助けてって言える人ばかりでは決してないので、助けてと言えない人、申込みができない人をどうやって救い上げていくのかなっていうところであったりとか、あとはやっぱりそういうことが子育てしやすいその地域づくりにもつながっていくのかな、なんていうのを考えてお話を伺っておりました。

また、先程、松本委員のお話からもありました、虐待のケースも、個人だけをちょっと責めることができないのかなと思ってまして、例えばスタートアップのときと、何十年とやった施設では、職員の方も、モチベーションであったりとか、教育であったりとかっていうところに結構課題があったりするのかなというふうに思いますので。いろんなことをせつくなので新しくして行って、職員の方が本当に勉強しやすいような環境を準備しなきゃいけないのかな、なんていうのも、聞きながら感じたところでありました。

また、最後になります、社会福祉施設の役割というところで、ちょっと時間が経っておりますので、平成28年のときと現在の、果たすべき役割というところが変わっているのかなと思っております。多分いろんな対比をされていて、こういうことを果たすべきなんじゃないかなっていうのが、何かここの中におありであれば、変わってきた部分を教えていただけると、分かりやすいと思いました。

(関会長) ありがとうございます。特に、県の方から回答はよろしいですか。要望的なお願いということですね。

それでは次、医師会からの原委員、よろしくお願ひします。

(原委員) よろしくお願ひします。

二つほどございます。県の医師会のほうで去年から進めていますのが、医療的ケア児についての様々な研修を会議の中で行ってございまして、主に須賀川の福島病院の先生方、それからあと太田西ノ内病院の小児科の先生方と、在宅医療を行っている一般内科の方、この小児科と内科のつなぎ、あるいは施設医療と在宅医療とのつなぎというところで、実際家庭訪問しての研修制度も含めていろんな事業を展開してございまして、今年度もこの後、秋から個別の研修を実施する予定でございまして、具体的な機器の取扱いですとか、そういったことも含めて、福島病院を中心として、今研修を進めているところなんですけども、そういう中で先ほどありました、療育センターの医療的ケア児支援センターとのつながりが正直言いまして医師会のほうで、今なかったものですから、そこを再度、一緒にですね、いろんなところで協力できればなと思って聞いてございまして。いわゆる療育センターの地域とのつなぎといひますか、つながりといひますか、そういったところをぜひ医師会のほうでも協力させていただきたいですし、何かこう一緒にやれることがあれば、もっと相談させていただきまひますので、この相談センターの方々とお話できればなというふうに思ったのが一つです。

あともう一つは、太陽の国のクリニックなんですけども、太陽の国の施設関係がだんだん縮小

気味で、対象者の方も大分変わってきてという話の中で、施設の対象者だけではなくて地域に開かれたというようなことがコメントに入っておりますが、地域性を考えたときにどうかというところ。それから医師その他専門職の補充といいますか、その手当てがなかなか大変というところで。この療育センターと太陽の国クリニックというものの関係性というのは、別ものというイメージでいたのですが、その辺のつながりというのは今後検討されるような余地があるのかないのか、もしその方向性がある程度あるようであれば教えていただきたいと思います。以上二つであります。よろしくお願いいたします。

(関会長) いろいろと医師会のほうでも、取組をなさってるということですね。それから2点目については御質問でしたので、事務局、いかがですか。

(保健福祉総務課長) ありがとうございます。

太陽の国クリニックにつきましては、基本的にはほぼ太陽の国の各施設、かなりの入所者の方々がいらっしゃいますので、そちらの方を中心に対応させていただいているというところで、高齢の方も多くなっておりますし、障がいの程度が重度の方もかなり多いということで、今現在は土日祝日も含めた24時間体制で対応をさせていただいております。各施設には、夜間も看護師さんが常駐しない。その部分は、クリニックで、24時間体制を整えているという状況がございまして、現在それ以上の対応というのはなかなか難しいところがございます。先生おっしゃっていた療育センターとのつながりというのは、今現在はございません。地域の方の利用については、通常の日中の外来診療を行っております。その際に、地域の方々が実際にクリニックに診察にこられる方もいらっしゃるというところなんです。24時間診療体制の維持と、外来の地域の方々への貢献といった部分での検討を進めているという状況でございます。

(関会長) 原委員いかがですか。

(原委員) 分かりました。ありがとうございます。

(関会長) 私からなんですけれども、資料3-1の2ページのうち、太陽の国の障害者施設については、社会情勢の変化等を踏まえた新たな課題等のところに、狭隘化しているという記載がありまして、かしわ荘は新築しているというところでどんな意味合いでしょうか。

(障がい福祉課長) かしわ荘については当然、今まで使い勝手が悪かったところであったりとか居住環境が分かったところを改善し、解消する形で工事が進行していますが、現時点でまだ古い施設に入ってますので、そこについてはまだ、狭かったり、使い勝手が悪い状態が続いてますが、秋になれば新しい施設になるのということで記載が残ってるところがご

ございます。実際はそこを解消すべき工事を進めておりますので、そこは書く必要がないところかなと思います。

(関会長) 分かりました。ありがとうございました。

原委員からいただいた意見の1点目です。先程松本委員からもお話があったのですが、児童養護施設のほうで、医療的ケア、どちらかという心理的な精神的な面なんですが、県南の児童養護施設だと矢吹病院で精神科に見てもらえます。療育センターや医大もあります。養護施設のニーズに、連携というか協働という形で応えられているものなのでしょうか。

(児童家庭課長) 児童福祉法の改正により、児童発達支援センターについては、医療型と福祉型の一元化がされたところではありますが、これまで培ってきたところのノウハウを生かしながら、今緊密に療育センターと児童福祉施設との連携をしている状況ではまだないと思っておりますので、今後どのように連携していくのかということも含めて検討してまいりたいと考えております。

(関会長) ひとつおとり、委員の方々から意見いただきましたけれども、言い残したことがあるとか、何かございましたらお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。オンラインの委員の方々、よろしいでしょうか。

それでは特にないようですので、本日は第1回目ということで、今後ぜひ、太陽の国の方も、1回ぐるっと見させていただきたいです。古いところと新しいところでは、やっぱり何となく利用者の方の表情がちょっと違うのかなと。あと職員の方もですね、新しくなったところの施設を少しうらやましがっているような発言も古い施設の職員の方から、聞こえてきたところがあったものですから、やっぱり実際に松本委員からあったとおとり、見るということはすごく大事なことかな、と思しましたので。現地視察については、私からもぜひお願いしたいなと考えております。

それではこれでひとつおとり、今回の議題は終了ということになります。特に今回は私のほうでまとめることはしなくても大丈夫だと思いますので、これで私のほうの、役割は終わりとさせていただきます。

御意見、御協力ありがとうございました。

(部企画主幹) 本日は、貴重な御意見、誠にありがとうございました。

それではこれをもちまして令和6年度第1回県社会福祉施設のあり方専門分科会を閉会とさせていただきます。

次回は9月3日火曜日の開催とさせていただきます。